

## 登録査定

商標登録出願の番号 商願2017-127869  
起案日 平成30年 5月24日  
特許庁審査官 内藤 順子 9391  
指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
第 2, 16, 17類  
願書のとおり  
商品及び役務の区分の数 3  
商標登録出願人 NEXTWAY株式会社  
代理人 佐野 弘 (外 1名)



2018.6.27

この商標登録出願については、商標法第16条の規定によって商標登録の査定をします。

---

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。  
認証日 平成30年 5月24日 経済産業事務官 山田 忠男

注意：この書面を受け取った日から30日以内に登録料の納付が必要です。